

令和8年度
伊豆市観光振興財源導入検討支援業務委託
公募型簡易プロポーザル実施要領

令和8年4月

静岡県 伊豆市

産業部 観光商工課

伊豆市観光振興財源導入検討支援業務委託

公募型簡易プロポーザル実施要領

目次

I. 目的

- 1 事業の目的及び趣旨

II. 業務概要

- 1 業務名称
- 2 業務内容
- 3 業務委託期間
- 4 契約限度額
- 5 その他

III. 応募要領

- 1 応募方式
- 2 応募資格要件
- 3 事務局
- 4 参加の手続き等(提出書類)
- 5 審査体制・基準・方法
- 6 その他留意事項
- 7 担当職員等との接触の禁止
- 8 実施スケジュール

I 目的

1 事業の目的及び趣旨

令和7年度末に策定した「伊豆市観光推進基本計画」において、観光振興財源の導入に向けて令和8年度から本格的に検討を開始することとなった。令和10年度の観光振興財源の導入（制度運用開始を含む）に向けて、伊豆市に適した制度案作成及び合意形成を目的に、制度検討や会議運営などの支援を行う。本業務は、公募型簡易プロポーザル方式により広く募集し、社会・経済状況や伊豆市の抱える様々な課題の分析のうえで、観光振興財源に係る制度検討を支援できる事業者を選定するものである。

II 業務概要

1 業務名称

令和8年度 伊豆市観光振興財源導入検討支援業務委託

2 業務内容

伊豆市観光振興財源導入検討支援業務委託仕様書のとおり。

ただし、この業務内容は、受託者が業務成果として求める最低限の仕様を参考として示すものであり、提案者の技術提案内容を制限するものではない。

3 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

4 契約限度額

8,000,000 円（税込）

5 その他

- (1) 契約の締結 プロポーザルにより決定された技術者及び事業者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。
- (2) 参加報酬 なし

Ⅲ. 応募要領

1 応募方式

技術提案書及びプレゼンテーションによる公募型簡易プロポーザル方式

2 応募資格要件

参加者は、次のすべての条件を満たすものとする。

- (1) 伊豆市入札参加資格者名簿に登録されていること。未登録者においては、令和8年5月15日（金）までに入札参加資格申請の手続きを行い、登録されていること。
- (2) 平成28年度以降において、地方自治体が発注した宿泊税等の法定外目的税の導入検討に関する業務を元請として履行した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらと密接関係者ではないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 配置予定技術者の変更は認めないものとする。ただし、技術者本人の死亡、病休等の真にやむを得ない場合は、資格、実績とも同等以上の技術者を、市の承認を得て配置するものとする。また、提案書に記載した配置予定技術者は、本業務が完了するまで、責任を持って関わる意思と能力を持つものであること。契約相手として特定された場合は、契約締結後、提案書に記載した技術者を確実に本業務に配置させるものとする。

3 事務局

伊豆市観光振興財源導入検討支援業務委託プロポーザル審査委員会事務局(以下、「プロポーザル事務局」という。)は、産業部 観光商工課とする。

住 所：〒410-2413 静岡県伊豆市小立野 24-1
電 話：0558-72-9911 ファックス：0558-72-9909
E-mail：kanko.city.izu.shizuoka.jp
H P：http://www.city.izu.shizuoka.jp
業務時間：平日 8:30～17:15
担 当 者：平井、梅原

4 参加の手続き等（提出書類）

(1) 実施要領等の公表について

本市のホームページに掲載する。

(2) 参加表明・技術提案書について

① 参加表明の方法

プロポーザルの参加者は、以下の書類を提出する。

◎ 参加表明書等 提出部数 1部

ア 参加表明書（様式 1-1）

イ 会社概要書（様式 1-2）

ウ 実績調書（様式 1-3）

エ 予定配置技術者調書（様式 1-4）及び資格証明書の写し（任意）

② 技術提案書等の提出

提出部数は、正本 1部、副本 5部、電子データ 1部(PDF形式、CD-R)とし、「ア 技術提案書の提出書（様式 3）」を除き提案者が特定できる記述(氏名、事務所名、記号など)を入れないこと。各書類はホッチキス留め等せず、クリップ等により簡易に束ねた形で提出すること。表紙は任意様式で作成すること。

ア 技術提案書の提出書（様式 3）

イ 業務実施体制書（様式 4） ※ 業務体系図含む

ウ 技術者経歴書（様式 5）

（イ 業務実施体制書で記載した全ての技術者の経歴を記載）

エ 同種・類似業務実績概要書（様式 6）

オ 同種・類似業務実績詳細書（様式 7）

カ 見積書及び積算内訳書（様式自由）

キ 企画提案書（様式自由・A4 版片面 10 枚以内）

・実施方針、スケジュール案を記載すること（様式 4 と重複よいので実施体制を含むこと）。

・「伊豆市観光推進基本計画」、別紙「伊豆市観光振興財源導入検討支援業務委託仕様書」を踏まえ、具体的に企画提案を記載すること。

③ 提出先及び方法

ア 提出先：プロポーザル事務局

イ 提出期限：令和 8 年 5 月 22 日(金) 17 時(必着)

ウ 提出方法：持参または郵送（書留または特定記録郵便）

エ その他：参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）をプロポーザル事務局へ提出のこと。

(3) 質疑について

① 質問書の提出

質問がある場合は、質問書（様式 2）を提出する。

② 提出先及び方法

ア 提出先 : プロポーザル事務局

イ 提出期間 : 令和8年4月28日(火) ~ 5月11日(月) 17時まで

ウ 提出方法 : 電子メール(やむを得ない場合はFAXも可)

③ 回答期限

ア 日 時 : 令和8年5月14日(木)

イ 回答方法 : 質問及び回答は本市のホームページに掲載する。

5 審査体制・基準・方法

(1) 審査体制

選考は伊豆市観光振興財源導入検討支援業務プロポーザル審査委員会による。

(2) 審査基準及び評価項目(主なポイント)

① 1次審査【30】

ア 配置予定技術者の実績 [30]

(ア) 管理技術者の同種・類似業務の実績 [15]

平成28年度以降に受注し、告示日までに完了した同種または類似業務に係る実績を評価する。

(イ) 担当技術者の同種・類似業務の実績 [15]

平成28年度以降に受注し、告示日までに完了した同種または類似業務に係る実績を評価する。

※同種(観光振興財源導入検討、宿泊税導入検討等)、類似(宿泊税制度周知、観光財源に係る計画等)

② 2次審査【70】

ア 業務内容に対する企画提案 [30]

- ・伊豆市観光推進基本計画 4計画の推進(33~37頁)に基づいた、企画提案を行っているとともに、実現可能なものとなっているか等を評価する。
- ・伊豆市の観光事業の実情や地域性を踏まえた具体的な提案であるか等を評価する。

イ 業務遂行能力 [40]

- ・業務を適正かつ確実に遂行する体制を有しており、不測の事態が生じた場合においても迅速に対応できるか等を評価する。
- ・本審査を通じて、知識や経験に裏付けられた説得力があり、課題解決力や各種協議、調整において必要な対話力を有しているか等を評価する。
- ・提案と説明の整合がとれており、明確な応答がされ、実現可能なものとして期待できるか等を評価する。

(3) 審査方法

審査は二段階の点数方式によって実施する。2次審査に進んだ応募者についての審査は、1次審査と2次審査の合計得点で評価され、その最高得点者を契約の相手方として

特定する。なお、合計点数が60点を超えるものがいなかった場合は契約候補者を選定しない。

① 1次審査（書類審査）

1次審査は提出された技術提案書を匿名方式により審査し、2次審査対象者として3～4者程度を選定する。審査の結果は、提出図書の提出者全員に通知する。

② 2次審査（説明及び質疑応答）

2次審査は1次審査の通過者により説明・質疑応答を実施した後、審査委員の審査により優秀者を選定する。審査委員の審査は非公開とする。

◆ 2次審査要領

- ・審査日時：令和8年6月2日(火) 14:00～
- ・審査場所：伊豆市役所 本庁別館2階 第1会議室
(1次審査を通過した者に指定時間等を詳細に通知する。)
- ・実施時間：1者につき30分程度（説明20分、質疑応答10分程度）
- ・出席者：管理技術者、各分野に配置予定する技術者を含めて5名以内
(管理技術者は必ず出席し、説明は管理技術者または担当技術者で行うこと。)
- ・留意事項：説明はパワーポイント等の使用を認めるが、提出された技術提案書に基づくものとする。プロジェクター、スクリーンについては事務局が準備する（一部持込可）。

6 その他留意事項

(1) 著作権等

- ① 提出図書に係る著作権は、第三者に帰属されるものを除き、提出者に帰属するものとする。
- ② 契約締結先の提出図書に係る著作権は、市に帰属するものとする。
- ③ 提出図書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責めは、使用した提出者に全て帰属するものとする。

※ただし、参加者が本プロポーザル参加する以前に所有する著作物の著作権及び使用权は提出者に帰属するものとする。

(2) 提出図書の使用及び取扱い

- ① 市は、本プロポーザルに関する公表や審査のための作業及び本業務において市が必要と認めるときに、提出図書は無償で提案者に承諾なく使用することができる。
- ② 市は、提出図書の公表や審査等の必要な範囲において複製を作成することがある。
- ③ 市は選定後、選定された提出図書に拘束を受けないものとする。
- ④ 応募された技術提案書は返却しない。

(3) 技術提案書の作成及び提出等に要する費用及び2次審査におけるヒアリング出席に要する費用は応募者の負担とする。

- (4) 提出期限までに提出がない者の提出図書は、無効とする。
- (5) 提出期限以降における提出図書の差し替え、再提出及び内容変更は認めない。また、提出図書に記載した配置予定の管理技術者などは、病休・死亡・解雇等、極めて特別な場合を除き、変更できない。なお、極めて特別な場合で各技術者を変更する場合は、変更前の技術者と同等以上の業務経歴を持つ者とし、発注者の承認を要する。
- (6) 審査により選定された優秀者との予定業務における随意契約締結に向けた手続きを行う。

7 担当職員等との接触の禁止

参加意向申出書を提出した者の職員は、最も優れた提案者として特定されるまでの間、事務局職員及びその上位の職にある職員に対し、本プロポーザルの手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触をしてはならない。また、本公告後、審査委員に対して本プロポーザルに関する接触を求めてはならない。

なお、接触を求める行為が認められた場合は、本プロポーザルの審査の公平さに影響を与える行為があったとして失格とする。

8 実施スケジュール

公告日及び 実施要領公表（市HPに掲載）	令和8年4月28日（火）
参加表明書及び企画提案書の 提出期限（持参または郵送）	令和8年5月22日（金）17時（必着）
質問受付期限	令和8年5月11日（月）17時まで
質問に対する回答期限	令和8年5月14日（木）
1次審査の選定通知	令和8年5月26日（火）
2次審査（説明及びヒアリング）	令和8年6月2日（火）
2次審査の特定通知	令和8年6月3日（水）まで
見積書提出期限 ※特定者との詳細協議のうえ	令和8年6月5日（金）
契約締結（予定）	令和8年6月上旬